

鹿児島県公共事業等骨材調達協議会設置要綱

(設置)

第1条 公共事業等に必要なる骨材の調達について検討するため、鹿児島県公共事業等骨材調達協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 骨材調達に係る対策及び中長期的な見通しの取りまとめに関すること。
- (2) その他骨材の調達等に関すること。

(組織)

第3条 協議会の構成は、別表のとおりとし、会長、会長代理及び委員をもって組織する。

2 会長及び会長代理は、学識経験者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

(職務)

第5条 会長は、協議会の事務を総括する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、土木部技術管理室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。